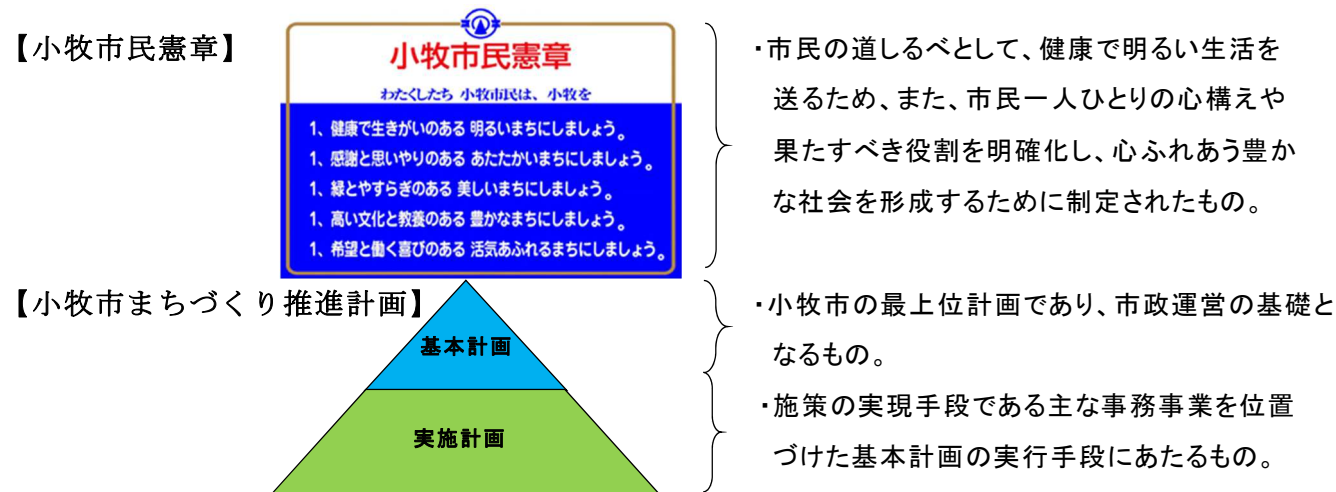


小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画の概要

1. 計画の位置づけ

小牧市では、小牧市自治基本条例第19条第1項において、小牧市民憲章（昭和60年5月15日制定）に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画を定めることとなっています。

「小牧市まちづくり推進計画」はこの基本計画に該当するもので、令和元（2019）年度～令和8（2026）年度を計画期間とし、4年で見直すこととします。



2. 計画の構成と特色

「小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画」は、

- ・まちづくりの機軸となる「都市ビジョン（第I章）」
 - ・行政の経営資源を優先的に投入すべき事業などを打ち出す「市政戦略編（第II章）」
 - ・各行政分野の所管課が責任をもって計画的に推進する「分野別計画編（第III章）」
 - ・将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進する「自治体経営編（第IV章）」
 - ・計画を効果的・効率的に推進するための方策を示す「計画の推進方策（第V章）」
- から構成されます。

3. SDGsの推進

○SDGsの17の目標は、「貧困をなくそう」から「パートナーシップで目標を達成しよう」まであり、小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画で位置づけられる施策の目的・目標と同じ方向性であることから、SDGsに掲げられた17の目標と本市が取り組む施策との関係性を整理し、本計画上に明示することにしました。



○今後は、本計画に基づいた施策の推進を通じて、“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

4. ダイバーシティの形成

- 性別・人種・国籍・年齢・障がいの有無などの多様性を活かすダイバーシティの考えに基づき、すべての市民がそれぞれの個性や能力を活用しながら地域社会で活躍し、共生できる社会の構築が求められています。
- 小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画では、これからの時代を見据え、多様な市民と行政の協働による小牧市の強みを活かしたまちづくりを推進し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

5. 施策の体系

